

旧高久家住宅使用規則

この規則は、旧高久家住宅の運営上必要な注意事項等の細目を定めたものです。

1. 電気設備

- (1) 営業時間外は不要な電源を切る等、適切な管理をお願いいたします。
- (2) エアコンは適切な温度設定でのご使用をお願いいたします。

2. トイレ・洗面所

少なくとも出店時と退店時には、止水・異常確認、清掃・備品補充（ハンドソープ、トイレットペーパー等）の実施をお願いいたします。

3. 簡易調理設備

- (1) 食品衛生法や食品営業法等の法令等を遵守してください。
- (2) 食品営業許可等の手続きは使用者自身が行ってください。
- (3) 調理、配膳時等の衛生環境の維持を確実に行うと共に、設備使用の際の不浄・汚染の発生時や退店時等に設備の清掃を実施して清潔を保ってください。
- (4) 設備自体の不備以外の原因で食中毒等の健康被害や不適切な混入等を生じた場合の全ての責任は、使用者が負うものとします。

4. 清掃

- (1) 敷地内は常に清潔な状態を維持してください。
- (2) 廃棄物処理法などの関係法令を遵守し、ごみ分別等は各自で適切な処理をお願いいたします。
- (3) 粗大ごみ、一時的に発生する大量のごみ等は使用者の費用で処理していただきます。

5. 防犯・警備

- (1) 施設内は不特定多数の人が出入りしますので、盗難等には十分ご注意ください。盗難による損害は、いかなる理由でも一切の責任を負いかねます。
- (2) 盗難事故等が発生した場合には、直ちに警察へ届け出るとともに桜川市都市整備課にもご連絡ください。
- (3) 退店時は、建物の施錠をお願いいたします。

6. 鍵

- (1) 建物の鍵は、使用承認後にお渡しいたします。使用期間中は責任をもって扱ってください。なお、使用終了時には、返却していただきます。
- (2) 鍵の複製、第三者への譲渡等は禁止いたします。
- (3) 鍵を紛失された場合には、桜川市都市整備課にご連絡ください。取替に要する費用は、使用者に全額負担していただきます。

7. 装飾

- (1) 販売に必要な備品等は、使用者が用意及び設置してください。
- (2) 店舗への塗装、打設、接着等は禁止いたします。
- (3) ポスター等の掲示は、事前に桜川市都市整備課と協議のうえ、実施していただきます。

8. その他

施設内は庭も含め禁煙とします。